



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ  
<http://www.totori-rouki.or.jp/>  
 鳥取労働局ホームページ  
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>  
 発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会  
 鳥取市若葉台南1-17  
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311  
 編集責任者 村澤 幸二

# 令和2年の労働災害発生状況 (令和3年1月末現在集計速報値) について

令和3年1月末現在の令和2年1年間の休業4日以上  
 の災害は、下表のとおりで対前年比 10.3%の大幅増加と  
 なっています。

昨年同時期より25%以上増加した業種は、多い順に林  
 業(84.6%増)、保健衛生業(70.5%増)、土木工事業  
 (25.0%増)、飲食店(25.0%増)となっています。

事故の型別で見ると、「転倒」災害が一番多く139件  
 (昨年同時期より15件増加；多い業種は、保健衛生業、  
 卸・小売業、道路貨物運送業、清掃業・ビルメンテナ  
 ス業)となっており、次いで「墜落・転落」が104件(同  
 3件減少；多い業種は、建築工事業、道路貨物運送業、  
 卸・小売業)、「はさまれ・巻き込まれ」が58件(同1件  
 減少；発生の多い業種は、食料品製造業、土木工事業、  
 道路貨物運送業)、「動作の反動・無理な動作」が49件  
 (同5件増加；多い業種は、保健衛生業、道路貨物運送業  
 、卸・小売業)、「激突され」が40件(同増減なし、多い

業種は、林業、卸・小売業、道路貨物運送業)となっ  
 ています。

事故の起因物で見ると多いのは、「転倒」では仮設物・  
 建築物・構築物等、「墜落・転落」ではその他の装置等、  
 仮設物・建築物・構築物等、「はさまれ・巻き込まれ」で  
 は動力機械、「激突され」では環境等となっています。

また、死亡災害は8件で昨年より4件増加となってい  
 ます。

死亡災害を事故の型別で見ると「墜落・転落」及び「交  
 通事故」が各3件、「激突され」及び「はさまれ・巻き込  
 まれ」が各1件となっています。

令和2年は休業災害、死亡災害とも大幅に増加しまし  
 た。これらを減少させるため、引き続き、「リスクアセス  
 メント」、「安全見える化とっとり運動」などの労働災害防  
 止活動を積極的に取り組んでいただきますよう、お願い  
 申し上げます。

令和2年労働災害発生状況(速報) 令和2年1月~12月発生状況(令和3年1月末現在集計) 鳥取労働局

業種別	合計				鳥取署				米子署				倉吉署			
	令和2年 死傷者数	平成元年 死傷者数	増減 数	増減率 (%)	令和2年 死傷者数	令和元年 死傷者数	増減 数	増減率 (%)	令和2年 死傷者数	平成元年 死傷者数	増減 数	増減率 (%)	令和2年 死傷者数	平成元年 死傷者数	増減 数	増減率 (%)
全産業	(8) 547	(4) 496	51	10.3	(3) 183	(1) 172	11	6.4	(4) 262	(2) 227	35	15.4	(1) 102	(1) 97	5	5.2
製造業	(1) 110	115	-5	-4.3	(1) 31	32	-1	-3.1	63	62	1	1.6	16	21	-5	-23.8
木材・木製品・家具装飾品製造業	14	15	-1	-6.7	2	7	-5	-71.4	11	8	3	37.5	1	0	1	*
鉄鋼・金属製品製造業	9	10	-1	-10.0	5	2	3	150.0	3	4	-1	-25.0	1	4	-3	-75.0
機械器具製造業	16	13	3	23.1	4	5	-1	-20.0	7	4	3	75.0	5	4	1	25.0
食料品製造業	38	47	-9	-19.1	6	7	-1	-14.3	29	33	-4	-12.1	3	7	-4	-57.1
上記以外の製造業	(1) 33	30	3	10.0	(1) 14	11	3	27.3	13	13	0	0.0	6	6	0	0.0
建設業	(5) 83	(1) 94	-11	-11.7	(1) 25	(1) 40	-15	-37.5	(3) 41	30	11	36.7	(1) 17	24	-7	-29.2
土木工事業	(2) 30	24	6	25.0	(1) 10	8	2	25.0	(1) 17	10	7	70.0	3	6	-3	-50.0
建築工事業	(3) 44	(1) 52	-8	-15.4	11	(1) 23	-12	-52.2	(2) 19	13	6	46.2	(1) 14	16	-2	-12.5
木造家屋建築工事業	(2) 14	10	4	40.0	4	4	0	0.0	(2) 8	5	3	60.0	2	1	1	100.0
その他の建築工事業	(1) 30	(1) 42	-12	-28.6	7	(1) 19	-12	-63.2	11	8	3	37.5	(1) 12	15	-3	-20.0
その他の建設業	9	18	-9	-50.0	4	9	-5	-55.6	5	7	-2	-28.6	0	2	-2	-100.0
運輸交通業	56	(1) 57	-1	-1.8	22	20	2	10.0	31	(1) 26	5	19.2	3	11	-8	-72.7
道路貨物運送業	44	(1) 47	-3	-6.4	18	16	2	12.5	24	(1) 21	3	14.3	2	10	-8	-80.0
その他の運輸交通業	12	10	2	20.0	4	4	0	0.0	7	5	2	40.0	1	1	0	0.0
林業	(1) 24	13	11	84.6	13	9	4	44.4	(1) 7	2	5	250.0	4	2	2	100.0
その他の事業	(1) 274	(2) 217	57	26.3	(1) 92	71	21	29.6	120	(1) 107	13	12.1	62	(1) 39	23	59.0
卸・小売業	(1) 74	66	8	12.1	(1) 32	19	13	68.4	32	36	-4	-11.1	10	11	-1	-9.1
飲食店	15	12	3	25.0	5	6	-1	-16.7	8	5	3	60.0	2	1	1	100.0
清掃業・ビルメンテナンス業	25	25	0	0.0	11	8	3	37.5	12	12	0	0.0	2	5	-3	-60.0
旅館・ホテル業	9	9	0	0.0	1	2	-1	-50.0	6	5	1	20.0	2	2	0	0.0
保健衛生業	75	44	31	70.5	19	15	4	26.7	29	19	10	52.6	27	10	17	170.0
通信業・金融業等	20	17	3	17.6	4	9	-5	-55.6	11	7	4	57.1	5	1	4	400.0
上記以外のその他の事業	56	(2) 44	12	27.3	20	12	8	66.7	22	(1) 23	-1	-4.3	14	(1) 9	5	55.6

(注) ( )内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上の労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。  
 機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

# 労働基準法等に基づく 届出等への押印の廃止など (令和3年4月1日～)

労働基準法及び最低賃金法等に基づく、許可・認定申請、届出（36協定等）又は報告について、次の事項が改正されました。

## 1 押印欄の廃止等

- ① 各様式から使用者の押印欄を削除すること。
- ② 署名・押印から氏名を記載することで足りることとする。

これにより、令和3年4月1日からの新様式では、使用者若しくは労働者の過半数代表者の氏名を印字することで届出等ができるようになります。

## 2 労使協定届及び決議届のチェックボックスの新設

過半数労働組合又は労働者の過半数代表者の氏名を記入する協定届及び決議届については、協定当事者に関するチェックボックスを新たに設けて、その適格性を確認することになりました。

### ○ 労使協定届が労使協定書を兼ねる場合の留意点

労使協定届が労使協定書を兼ねる場合は、労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名等）により労使協定書を作成する必要があります。

### ○ 対象となる届出等様式

例：これまで使用者等の押印欄のあった36協定届、1年単位の変形労働時間制に関する協定届、最低賃金の減額の特例許可申請書、監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書、断続的な宿直又は日直勤務許可申請書…等の労働基準法等に基づく様式

※ 法令上の様式ではない就業規則届の使用者押印も不要となります。

新様式は、厚生労働省のホームページで確認、ダウンロードできます。

**様式のダウンロード**

労働基準関係主要様式 **検索**

# 2021年4月から中小企業でも 正社員と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差は禁止になります!

## ✓ 改正法適用前の最終チェック!



正社員とパート・契約社員の間で、「待遇」に違いはありますか？

- 基本給、賞与、手当、休暇などのそれぞれについて個別に考える必要があります。

それぞれの待遇ごとに、違いを「不合理でない」と説明できますか？

- 「パートだから」「契約社員だから」という理由では認められません。
- パート・契約社員から説明を求められた場合、待遇が異なる理由を説明することが今年4月から義務付けられます。

不合理と認められる可能性がある待遇差を見直しましたか？

- 不合理でないとい具体的に説明が可能なら、必ずしも正社員と全く同じ水準、決め方にする必要はありません。労使当事者でよく話し合って見直しましょう。

具体的な取組方法については、下記をご活用ください。

- ・「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000656094.pdf>)
- ・「点検ツール」  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000657293.xlsm>)



なお、同一労働同一賃金に関するご質問等は、鳥取労働局雇用環境・均等室 (TEL0857-29-1709) 働き方改革サポートオフィス鳥取 (TEL0800-200-3295) までおたずねください。

# 労働災害

「労災がいつかは犯罪になる。」

事業主は、労働者が労働災害にあつて休業・死亡した場合、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

労働災害に健康保険は使えない、使わない。  
労働災害の受診は労災保険で!!

労災保険の請求手続きについては、まず労働基準監督署へご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。⇒<http://www.mhlw.go.jp/>

2021年4月～

# 36協定届が新しくなります

※時間外・休日労働に関する協定届

## 2021年4月から36協定届の様式が新しくなります

### 36協定届における押印・署名の廃止

▶ 労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。

※記名はしていただく必要があります。

### 36協定の協定当事者に関する チェックボックスの新設

▶ 36協定の適正な締結に向けて、労働者代表(※)についてのチェックボックスが新設されます。

※労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

### 36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

✓労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法(記名押印又は署名など)により36協定を締結すること

### 過半数代表者の選任にあたっての留意事項

✓管理監督者でないこと  
✓36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること  
✓使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

## 労働者数50人以上の事業場の皆様へ

**ストレスチェックは実施されていますか？**

**実施後に所轄の労働基準監督署に報告されていますか？**

※ストレスチェック制度は、労働者にストレスの気づきを促すとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることで、労働者のメンタル不調の未然防止を図る取組です。**(毎年実施し、報告する必要があります。)** ストレスチェックの結果を基に集団分析を行い、職場環境の改善を図り、メンタル疾患の発生を未然に防ぎましょう。

※メンタル疾患の症状を重篤化させないためにも、早期に気づき対応を行うことが重要です。そのためにも、労働者が安心してメンタルヘルス等について相談できる、社内もしくは社外の相談窓口を開設しましょう。

# 令和3年度各種技能講習等実施計画

技能講習(受講料は消費税、テキスト代を含みます。)

区分	玉掛 (1t以上のクレーン等の玉掛け) (学科2~1.5日・実技1日) 受講料23,650~21,450円	ガス溶接 (金属の溶接・切断・加熱) (学科1日・実技1日) 受講料 12,980円	フォークリフト運転 (最大荷重1t以上) (学科1日・実技3日) 受講料32,450円	小型移動式クレーン運転 (つり上げ荷重5t未満) (学科2~1.5日・実技1日) 受講料25,905~22,605円	床上操作式クレーン運転 (つり上げ荷重5t以上) (学科2~1.5日・実技1日) 受講料25,905~22,605円
案内	3月上旬(①②③④) 6月上旬(⑤⑥⑦⑧⑨)	3月上旬(①②③)	3月上旬(①②③④) 6月上旬(⑤⑥⑦⑧⑨)	3月上旬(①②③④)	3月上旬
4月	①鳥:学科5(月)、6(火) 実技7(水)~12(月) ②米:学科26(月)、27(火) 実技28(水)~5/8(土)		①倉:学科13(火) 実技15(木)~27(火)		
5月	③倉:学科12(水)、13(木) 実技14(金)~18(火) ④米:学科20(木)、21(金) 実技22(土)~26(水)		②米:学科10(月) 実技11(火)~27(木)	①鳥:学科27(木)、28(金) 実技31(月)~6/10(木)	
6月			③鳥:学科11(金) 実技14(月)~30(水)	②米:学科14(月)、15(火) 実技17(木)~28(月)	
7月	⑤倉:学科7(水)、8(木) 実技9(金)~13(火)	①米:学科28(水) 実技8/2(月)~8/5(木) (学生含む)	④米:学科1(木) 実技5(月)~21(水)		米:学科26(月)、27(火) 実技28(水)~8/10(火)
8月	⑥鳥:学科30(月)、31(火) 実技9/1(水)~7(火)	②鳥:学科17(火) 実技18(水)~23(月) (学生含む)			
9月			⑤鳥:学科8(水) 実技9(木)~10/2(土)	③倉:学科16(木)、17(金) 実技21(火)~10/2(土)	
10月	⑦米:学科11(月)、12(火) 実技13(水)~22(金) ⑧倉:学科25(月)、26(火) 実技27(水)~11/2(火)				
11月			⑥倉:学科4(木) 実技10(水)~26(金) ⑦米:学科25(木) 実技12/2(木)~18(土)	④米:学科8(月)、9(火) 実技11(木)~22(月)	
12月		③倉:学科13(月)(学生含む) 実技14(火)~16(木)			
1月	⑨米:学科1/31(月)、2/1(火) 実技2/2(水)、3(木)		⑧倉:学科11(火) 実技13(木)~26(水)		

作業主任者技能講習(受講料は消費税、テキスト代を含みます。)

区分	酸素欠乏・ 硫化水素危険 (学科2日・実技1日) 受講料17,600円	有機溶剤 (学科2日) 受講料 14,080円	特定化学物質 ・四洲村鉛等 (学科2日) 受講料14,080円	石綿 (学科2日) 受講料 12,980円	乾燥設備 (学科2日) 受講料 15,840円	プレス機械 (学科2日) 受講料 15,840円
案内	3月上旬(①)・7月上旬(②)	3月上旬(①②)	3月上旬(①②③)	3月上旬	3月上旬	3月上旬
月日	①倉:学科 4/19(月)、20(火) 実技 21(水)、22(木) ②倉:学科 10/4(月)、5(火) 実技6(水)~8(金)	①倉:学科 7/19(月)、20(火) ②米:学科 11/29(月)、30(火)	倉:学科 ①6/29(火)、30(水) ②9/13(月)、14(火) ③12/20(月)、21(火)	倉:学科 12/6(月)、7(火)	倉:学科 1/17(月)、18(火)	倉:学科 10/18(月)、19(火)

※実施日の鳥、倉、米はそれぞれ鳥取市内、倉吉市内、米子市内で実施することを示します。

※日程、会場等変更する場合がありますので、当協会ホームページ(<http://www.totori-rouki.or.jp/>)等で確認してください。

### 免許試験準備講習・実技教習

### 鳥取地区免許試験

第一種・第二種衛生管理者 受講料20,900円~15,840円 案内6月上旬 学科8/11(水)、12(木) 会場 倉吉体育文化会館
クレーン運転実技教習(随時) 受講料79,200円 会場 ポリテクセンター米子

- 第一種・第二種衛生管理者、クレーン・デリック運転士(クレーン限定)
  - 一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、ボイラー整備士  
日時: 令和3年10月16日(土)  
場所: 倉吉体育文化会館(倉吉市山根529-2)  
受付: 窓口(当協会、中部支部、西部支部)  
8月17日(火)~19日(木)  
郵送(当協会、中部支部、西部支部)  
8月16日(月)~30日(月)
- ※(1)の免許試験の受付は、当協会、中部支部、西部支部で行います。  
 (2)の免許試験の受付は、当協会(各支部は除く。)のみで行います。

# 新型コロナウイルス感染症の 拡大防止に努めましょう

鳥取労働局ホームページのトップページにあります「新型コロナウイルス感染症についての関連情報はこちら」をクリックして頂きますと、【企業（労務）の方向けQ&A】、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等が掲載されていますので、ぜひご活用ください。

## 令和2年度安全優良職長 厚生労働大臣顕彰

厚生労働省では、優れた技能と経験を持ち、相当する現場や部署で作業の安全を確保して優良な成績を挙げた職長113名を、令和2年度の「安全優良職長」として顕彰することを決定しました。

なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、安全優良職長厚生労働大臣顕彰式典を実施せず、顕彰者に顕彰状等が送付されました。

また、鳥取県内からは、次の2名の方が顕彰されました。誠におめでとうございます。

- 森長 巧 氏 株式会社 井木組
- 大森 紀夫 氏 医療法人養和会 介護老人保健施設 仁風荘

# 東部支部だより

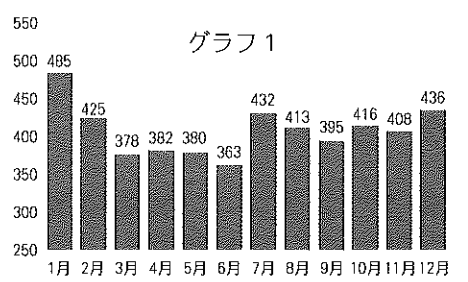
## 鳥取県内の労働災害発生状況

鳥取労働局から労働災害発生状況に関する資料提供をいただきました。

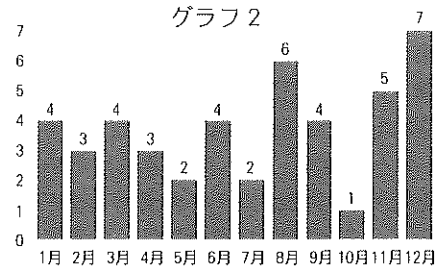
「グラフ1」は平成22年から令和元年までの10年間の

休業4日以上  
の労働災害被  
災者数を月別  
に集計したも  
のです。この  
グラフからは  
12月から1月  
と7月にピー  
クがあることが分かります。同10年間の全国の月別集計でも1月と7月にピークがあり、全国の状況と一致していますが、なぜ他の月に比して多いのか推測も困難です。

しかし、労働災害防止活動では12月、1月と7月は「災害が発生しやすい月」とアナウンスできると思います。なお、各月の数は増減幅が約30%であり、月平均の約9割の被災者が占めていることからすれば、労働災害防止のためには特定の月を考えることなく、毎日の活動の中できめ細かな配慮を伴う対策や点検の継続が必要であるということが、このグラフから読み取れることです。



一方、「グラフ2」は同じ10年間の月別死亡者数です。このグラフから「死亡災害の発生しやすい月」を読み取ることはできるのでしょうか。私は「読み取れない」と考えます。各死亡災害の発生原因に時期的、季節的要因が影響していると判断されることは少ないのではないのでしょうか。全体数も少ないですし、グラフ2は「ばらつき」の範囲内であると思っています。ちなみに全国と同10年間の月別死亡者数は多少のばらつき(4月から6月が少なめ)があるものの、各月はほぼ同水準で推移しています。



労働災害全体の減少を図ることと、死亡災害の防止とは、対策のポイントが若干異なると考えています。すなわち、死亡災害防止の重要な観点は加害物等となるもののエネルギーの大きさを見極めることです。例えば、挟まれ事故の加害物となる動力機械や車両系機械、激突事故の自動車、墜落事故の「高所」などへの対策を十分に講ずることです。しかし、それらの対策のみに偏っていれば、労働災害全体を防止することや、安全配慮義務に充てることはできません。また、重大災害が予期しないところで発生することは珍しくありません。

企業や安全衛生担当者は、重大災害防止とともに、いかなる労働災害も防ぐという困難な道を歩み続けなければなりません。(東部支部事務局 丸山)

## 令和3年安全祈願祭のご報告

新春1月14日に岡田支部長、馬場副支部長、入江副支部長のご参列をいただき、鳥取市国府町の宇倍神社にて、東部支部管内の産業発展と会員の皆様の安全・無災害のご祈願を受けてまいりました。

一刻も早い新型コロナ感染が終息することを願いながら、事務局員一同も心新たに会員各位のご発展と良好な職場環境の実現、無事故・無災害に向けて取り組みを行ってまいります。

本年も、東部支部の各種事業にご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 令和3年度「定期会員会議」について

毎年4月に開催いたしております(一社)鳥取県労働基準協会東部支部の定期会員会議(定期総会)は、昨年は新型コロナウイルス感染拡大の状況に対応するため、会員各位のご理解をいただく中で、書面決議により対応させていただきました。令和3年度については本来ならばご案内を行うべき時期となっておりますが、再び感染拡大の状況にあり、対応を見極める必要に迫られております。幹事会での検討を踏まえて、対応を改めてご案内いたしますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。



# 令和3年度 特別教育等実施計画

東部支部で令和2年度に実施した特別教育、研修等は、受講申込み者が僅少で中止したものが3回ありましたが、実施は延べ21回で受講者総数は非会員事業場も含めて751名となりました。受講者数はその前年より若干の減少となりましたが、コロナ禍で受講が困難な状況にも関わらず、各事業場の皆様には、労働災害防止のための法定教育や各種研修等に積極的な受講をいただきありがとうございました。

令和3年度も引き続いて、延べ22回の特別教育・各種講習等を計画しております。法律に定める教育や、厚生労働省の通達に基づく安全衛生関連講習等ですので、計画表をご覧ください、多くの従業員、各種管理者等の皆様に受講いただきますようお願いいたします。

各種講習会の具体的内容のご案内は、開催時期が近づきましたら、皆様へ送付いたします。また、概ね2月前には当協会のホームページでもご案内いたします。

[http://www.totori-rouki.or.jp/upfile/31010203\\_kakushibu\\_top.html](http://www.totori-rouki.or.jp/upfile/31010203_kakushibu_top.html)

鳥取県労働基準協会 各支部からのお知らせ



おって、当面のご案内を下記のとおり行っていますので、対象者の受講についてご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

記

## ○ 安全管理者選任時研修

(労働安全衛生法第11条第1項)

と き 5月20(木)・21日(金)

ところ 鳥取県労働基準協会会館

対 象 新たに安全管理者に選任される者

## ○ 新入社員安全衛生教育(職場のマナーを含みます)

(労働安全衛生法第59条第1項)

と き 5月26日(水)

ところ 鳥取県労働基準協会会館

対 象 新たに雇い入れられた労働者

※「産業安全管理に関する研修」(令和3年6月9日)から「安全衛生推進者養成講習」(令和3年8月3・4日)までの7件については5月初旬にご案内する予定です。

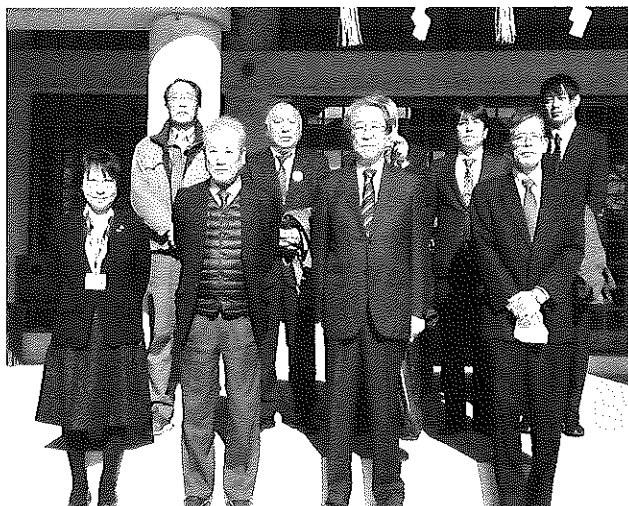
## 西部支部だより

### 『安全祈願祭』

西部支部では、令和3年1月20日(水)11時から米子地区建設業労働災害防止協議会(米子地区建災防)と合同で勝田神社において『安全祈願祭』を行いました。

当日は、西部支部から永東支部長、太田支部長と米子地区建災防から齋木会長をはじめ役員が出席して、今年一年の安全を祈願しました。

西部支部会員事業場並びに米子地区建災防会員事業場の皆様の無事故・無災害・無病息災と事業のご繁栄をお祈り申し上げます。



### 令和2年度 労務管理研修会を開催

令和3年2月10日(水)、米子食品会館において「労務管理研修会」を開催しました。研修会は第一部を米子労働基準監督署と鳥取労働局の職員による講演、第二部を深田社会保険労務士による講演の二部構成で行いました。

第一部では、冒頭に米子労働基準監督署の山田署長による挨拶に続き、坂本監督課長による働き方改革関連法による労働時間制度の見直しについて(テレワークの有効活用、36協定届の様式変更、行政手続における押印見直し等)に関する講演、鳥取労働局雇用環境・均等室の中島主任雇用環境改善・均等推進指導官から同一労働同一賃金及び副業・兼業の促進に関するガイドラインについての講演がありました。

第二部では、深田社会保険労務士から労務管理と労働災害と題して、業務上疾病、新型コロナウイルス感染症の業務上外について、具体例を示してわかりやすく説明をいただきました。



令和3年度(一社)鳥取県労働基準協会西部支部  
講習会予定表(4~6月分)

月 日	時 間	行事名及び講習会名	会 場
4月15日(木)	9:00 ~ 17:00	雇い入れ時の安全衛生教育(ビジネスマナー教育含む)	米子食品会館
5月13日(木)	13:00 ~ 16:30	熱中症予防労働衛生教育	米子食品会館
5月17日(月)	8:30 ~ 17:00	アーク溶接等業務特別教育(学科)	米子食品会館
5月18日(火)	8:30 ~ 12:00	”(学科)	
5月18日(火)	13:00 ~ 17:00	”(実技)	ポリテクセンター米子
5月19日(水)	9:00 ~ 16:00	”(実技)	
5月20日(木)	9:00 ~ 17:00	”(実技)	
5月21日(金)	9:00 ~ 12:00	”(実技)	
5月27日(木)	9:00 ~ 16:00	足場の組立て等業務特別教育	米子食品会館
6月2日(水)	9:00 ~ 17:00	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育(学科・実技)	米子食品会館
6月3日(木)	9:00 ~ 17:00	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育(学科・実技)	
6月10日(木)	13:30 ~ 17:00	安全管理者等安全担当者研修	米子食品会館
6月16日(水)	9:00 ~ 16:00	5t未満クレーン運転業務特別教育(学科)	米子食品会館
6月17日(木)	9:00 ~ 12:00	”(学科)	
6月20日(日)	8:30 ~ 12:30	”(実技)	日成工業(有)

※申込書等のご案内は、当協会ホームページに実施日の約1ヶ月前に掲載致します。

※お問い合わせ (一社)鳥取県労働基準協会西部支部 電話 0859-34-5876  
米子市東町11 メゾン東町ビル2F FAX 0859-34-6877

# 中部支部だより

## 「労務管理研修会」を開催しました

「働き方改革」に関連し、労働時間管理・年次有給休暇に関する法令が改正され、順次施行されております。また、同一企業内における正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、労働者がどのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法等が施行されています。(令和2年4月1日、中小企業においては令和3年4月1日施行)そして、非正規雇用労働者から「正社員との待遇差の内容や理由」(基本給・賞与・各種手当等)について求めがあった場合は、事業主に説明する義務を定めています。

これらの改正内容や対応方法等、改正労基法、安衛法について並びに様々な裁判例等から労使関係のトラブル発生の未然防止の方策について、中部支部では本年2月18日(木)13時15分から倉吉未来中心 セミナールーム①(倉吉市駄経寺町)において労務管理研修会を開催し、労務管理責任者をはじめ関係者17人が受講しました。

研修会では、「働き方改革～雇用形態に関わらない公正な待遇の確保とは～」と題し鳥取労働局雇用環境・均等室 主任雇用環境改善・均等推進指導官の中島章文氏、「働き方改革～改正労基法・安衛法が施行されています～」と題し、倉吉労働基準監督署 労働基準監督官 川添初香氏から説明を受けた後、深田社会保険労務士からコロナ対策、裁判例をもとに労使関係のトラブルの対処方法等について説明を受けました。

研修会の参加者は、労務管理の在り方について改めて理解を深めました。

令和3年度の安全衛生教育等講習会では、例年実施しています講習会に加え、新たに熱中症予防労働衛生教育、化学物質管理者養成研修をラインアップしております。

平成28年6月1日の改正労働安全衛生法では、SDS(安全データシート)交付の対象物質となる化学物質(令和元年6月現在で673物質)を取り扱うすべての事業者、業種、事業規模にかかわらず化学物質のリスクアセスメントの実施を義務付けています。

化学物質は、鍍金、機械加工、金属加工、皮革、ゴムなどの製造業や建設業だけでなく、塗装業、ビルメンテナンス業、印刷業、清掃業、洗濯業、自動車修理業、廃棄物処理業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業、理美容業、研究機関・学校などの実験・研究室まで、様々な業種で使われており、設備・機器の爆発や引火、中毒、皮膚障害等の健康に悪影響を及ぼす恐れなど、労働災害のリスクがあります。

「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」では、リスクアセスメントの技術的業務を行う化学物質管理者を指名することが望ましいとしています。

研修会では化学物質管理者又は準ずる方を対象に、化学物質管理の基礎知識、化学物質のリスクアセスメント、関係法令等を学ぶ研修となっております。化学物質を取

り扱う事業場のライン課長、主任、職長等の皆様をはじめ化学物質を使用する方は、この機会にぜひ受講して下さい。

化学物質による災害事例は、厚生労働省職場の安全サイトからご覧頂けます。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/saigaijirei.htm>

## 令和3年の「安全祈願祭」

中部支部は、本年も「安全祈願祭」を令和3年1月13日(水)賀茂神社(倉吉市葵町)において行いました。

当日は、会員事業場の無災害及び事業繁栄を祈願するため、井本久博支部長、泉谷雅人副支部長をはじめ、幹事並びに事務局長ら支部役員12名が出席し、本年の安全を祈願しました。中部支部会員事業場の皆様方の無事故・無災害と事業の繁栄をお祈り申し上げます。

## 令和3年度 安全衛生教育等講習会のご案内

中部支部では、次のとおり各種の安全衛生教育や研修会等を予定しております。

- ① 安全衛生推進者養成講習(2日間)  
5月12日(水)・13日(木)
- ② 熱中症予防労働衛生教育 5月27日(木)
- ③ フルハーネス型墜落制止器具作業特別教育  
第1回 5月28日(金)  
第2回 7月26日(月)  
第3回 10月25日(月)
- ④ 巻上げ機運転業務特別教育(2日間)  
学科 6月9日(水)  
実技 6月10日(木)
- ⑤ 安全管理者等安全担当者研修 6月18日(金)
- ⑥ 情報機器作業労働衛生教育 7月1日(木)
- ⑦ 職長・安全衛生責任者教育(2日間)  
7月12日(月)・13日(火)
- ⑧ アーク溶接業務特別教育(3日間)  
学科 8月27日(金)・30日(月)  
実技 8月30日(月)及び  
9月2日(木)～3日(金)で調整中
- ⑨ 自由研削用といし取替業務特別教育 9月8日(水)
- ⑩ 5トン未満クレーン運転業務特別教育(3日間)  
学科9月14日(火)・15日(水)  
実技9月16日(木)
- ⑪ 衛生管理者等衛生担当者研修 9月28日(火)
- ⑫ 安全管理者選任時研修(2日間)  
10月13日(水)・14日(木)
- ⑬ 特定粉じん作業特別教育 11月11日(木)
- ⑭ 化学物質管理者養成研修 11月18日(木)
- ⑮ KYT(危険予知訓練)研修 11月30日(火)
- ⑯ 電気(低電圧)取扱業務特別教育 12月9日(木)
- ⑰ 足場の組み立て等業務特別教育 12月14日(火)
- ⑱ 労務管理研修会 令和4年2月17日(木)

なお、上記の講習会等の開催及び開催時期については変更することがありますので下記にお問い合わせ下さい。

### 【受付・問合せ先】

倉吉市上灘町115-1(有)河崎組3階

TEL・FAX 兼用 (0858) 22-9054

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部